

休憩を取らなかつたら違反？

問題 休憩を取らなかつたら上司に違反と言われました。終業時間までに業務が終わりそうになかつ



なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならぬとされておりま

電話などによくある相談のひとつに休憩に関するご相談があります。今回ご相談の内容は、労働者の方からでした。

「会社で休憩を取らなかつたのは違反だ」と会社の上司から指摘されたとのことでした。

通常はどちらかといえば職場の環境や業務量などが原因で休憩が取れないなどの相談が多くあります。今回の質問の本題が

で、今回の質問の伏題が取れなかつた理由も、もともとこなしきれない業務量があつたからと思われます。

法律上、使用者が労働者に休憩時間を与えなければならないことになつてゐるわけですから、結

果として休憩を取ること
ができる業務を行わせ
たということであれば、
むしろ会社側の違反が問
われるべきでしょう。

いう言葉を使つたという可能性はあります。行政解釈上、「休憩時間の利用について事業場の規律保持上必要な制限を加えることは、休憩の目的をそこなわない限り差支えない」（昭和22年9月13日発基17号）とされております。しかしながら、就業時間内に終わりそういうことを理由により休憩時間中に業務を行つた行為は、そもそも業務必要上行つたわけですから、服務規律に反する行為であるとは認められることはありません。

名古屋北労働基準監督署の
ダイヤルインご案内

| | |
|-------|----------------|
| 監督係 | (方面) |
| 安全衛生課 | 〈052〉 961-8653 |
| 労災課 | 〈052〉 961-8654 |
| 業務課 | 〈052〉 961-8655 |